

平成26年6月30日  
地方分権改革シンポジウム

# 広島市の地方分権の取組

広島市長 松井一實



# 広島市の目指す「まち」 ～ 広島市が「真の分権型社会」を目指す理由～

## 世界に誇れる「まち」

市民一人ひとりが生き生きと暮らし、平和への思いを持ちながら自らの暮らすまちに愛着を感じ、他人にまちを誇りたくなるような、世界に誇れる「まち」

イメージ図



## 地域コミュニティの再生

「自分たちのまちは自分たちで創る」という考えの下、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、市民の皆さんが自ら主体的に行動

安全や安心、ゆとり、豊かさ  
を享受できるまちの実現

## 真の分権型社会の実現

基礎自治体が行政能力を高めることで、より一層、市民の皆さんの意向を踏まえた実践的かつ自立的な行政を展開

市民のまちづくりへの思いや行動を、行政がくみ取りながら、広島市全体としてのまちづくりを推進

## 真の分権型社会

市民の意向に沿った行政運営ができる社会

### 「和を以て貴しとなす」

- 国や県に対して、単に制度改革を求めるだけでは、目的は達成できない
- 国や県、近隣市町との連携を密にし、具体的な協議を行うことで、実現可能な方策を模索し、それを着実に実行していくことが重要
- 地方の側が自ら考え実績を積み重ねていくことで、制度を所管する国からの信頼を高めていくことができれば、基礎自治体の機能強化に資する制度改革にもつながると考える

単に法改正など国や県の進める施策の結論を待つのではなく、現行制度の下でも実現可能な方策を用いて、能動的に地方分権の推進に取り組む

### 国との連携強化

<紹介事例>  
雇用対策の推進  
(ハローワークとの連携等)

### 広島県との連携強化

<紹介事例>  
二重行政解消の取組

### 事務・権限の移譲

<紹介事例>  
73事務の移譲可能性の検証

# 雇用対策の推進(国との連携強化)

## 取組の概要

- 生活面で困難・問題を抱えた市民に対する就労支援の充実強化を図るため、職業紹介等を行う国と、生活・福祉施策を行う本市が連携し、共同で雇用対策を推進する。

## 問題意識

- ✓ 生活困窮者など区役所に相談に来る市民が就労支援を必要とする場合には、区役所においてワンストップで無料職業紹介等の就労支援を行うことができれば市民サービスの向上につながるのではないか。

## 取組の進め方

[平成23年10月3日]ハローワークの窓口を区役所に設置し、本市の福祉施策と一体的に実施することを国に提案

[平成24年7月5日]広島労働局長との間で協定を締結

⇒ 2区役所に就労支援窓口を設置し、現に生活保護等を受けている者に対する無料職業紹介を実現

しかし、生活困窮者はさらに増大！全区役所での就労支援窓口設置等更なる市民サービスの向上が必要！

[平成24年9月5日]連携施策の更なる充実とスピードアップを図り、機動的・弾力的に追加の支援措置が講じることができるよう、厚生労働大臣との協定締結を提案

[平成25年1月31日]厚生労働大臣との間で協定を締結（「広島市雇用対策協定」）

## 基礎自治体の首長と厚生労働大臣の協定締結は全国初！

- ⇒ ・全8区役所において生活困窮者のための就労支援窓口を設置
- ・生活保護の受給に至らない相談者に対しても、区役所内での就労支援が可能に



# 雇用対策の推進(国との連携強化)

## 成果

◎ 既に6区において常設による就労支援窓口を設置し、生活保護受給者等（受給の相談・申請段階にある者を含む）に対するハローワークとの一体的支援を実施している。残りの2区についても巡回による就労支援窓口を設置している。

区名	巡回による就労支援窓口		常設による就労支援窓口設置日
	設置日	巡回曜日	
南区	平成24年7月19日	—	平成25年1月8日
佐伯区		—	
西区	平成25年6月18日	—	平成25年8月19日
安佐南区		—	
中区		—	平成26年3月5日
東区		—	
安佐北区	平成25年6月20日	毎週木曜日	未定
安芸区			

この他、厚生労働大臣との「広島市雇用対策協定」に基づく「事業計画（平成26年度）」においては、生活困窮者に加えて、若者、高齢者、子育て中の方、障害者など、生活面で困難・問題を抱えた市民に対する就労支援の充実強化の取組について規定している。

（事業計画の概要は次ページのとおり）

# 雇用対策の推進(国との連携強化)

成果 「広島市雇用対策協定」に基づく「事業計画（平成26年度）」の概要は次のとおり。

## 第1 生活困窮者の雇用対策について

- ・ 就労支援窓口の全区役所設置によるハローワークとの一体的支援（職業訓練の受講を希望する者に対する相談を含む）
- ・ 児童扶養手当受給者等に対する就労支援窓口の利用促進

## 第2 若者の雇用対策について

- ・ 新規大学等卒業予定者向けの就職ガイダンスの共催
- ・ 経済団体への高等学校及び大学等卒業予定者の求人枠確保を共同で要請
- ・ ひろしま北部若者サポートステーションの運営に関する連携

## 第3 高齢者の雇用対策について

- ・ 広島市シルバー人材センターの就業支援をハローワークで紹介
- ・ 協同労働に関するモデル事業の推進
- ・ 高齢者の就職・就業に向けた技能講習や面接会等を行う労働局の「シニアワークプログラム地域事業」などの各種制度等を市でも周知広報

## 第4 子育て中の方の雇用対策について

- ・ 母子家庭等就業支援事業の推進
- ・ 男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）における就労支援
- ・ しごとプラザ マザーズひろしま等の利用促進
- ・ 市からの情報提供を受け、しごとプラザ マザーズひろしまは、利用者に市内の保育園の入園状況を情報提供

## 第5 障害者の雇用対策について

- ・ 障害者合同面接会の共催
- ・ 広島市障害者雇用促進検討会議の開催
- ・ 障害者就労施設等からの物品調達等に関する連携
- ・ 関係機関による「チーム支援」や、職場定着支援等に向けた企業への啓発活動の推進
- ・ 発達障害者に対する関係機関の効率的な支援を行うための事業や取組みの具体的な検討

## 第6 誘致企業等の人材確保対策について

- ・ 市は、誘致企業等の新規雇用見込みについて労働局に情報提供し、労働局は、当該企業への求人開拓や職業紹介により人材確保の支援を実施

## 第7 職業訓練について

- ・ 広島県地域職業訓練協議会に市は参画し、職業訓練コースへ地域のニーズ等を反映

## 第8 看護職員及び保育士の人材確保について

- ・ ナースバンクによる特別相談及び保育士合同就職説明会の開催

## 第9 雇用対策の共同推進体制について

- ・ 広島市雇用対策協定推進会議の開催

# 二重行政解消の取組(広島県との連携強化)

## 取組の概要

- 広島県と広島市がそれぞれ実施している類似の行政サービスを洗い出し、住民の視点に立って県・市の連携や役割分担を整理することにより、広島県民及び広島市民にとって、より有益な行政サービスの提供のあり方を検討し、取りまとめを行う。

## 取組の進め方

[平成24年2月13日]「広島県・広島市連携のための合同研究会」の設置

(構成員)

【広島県】：地域振興部長、市町行財政課長、地方分権推進課長 等

【広島市】：企画調整部長、企画調整課長、分権・行政改革推進課長 等

[平成24年3月]広島県と広島市の類似事務の調査を実施

[平成24年5月31日]先行的に検討を進める4分野を決定

<4分野> ①産業振興、②観光振興、③公営住宅、④教育

[平成24年11月9日]追加検討する3分野を決定

<3分野> ⑤試験研究、⑥児童福祉、⑦スポーツ・レクリエーション

[同日]広島県と広島市の類似事務の調査結果の公表

- ・ 県・市がそれぞれ実施している、類似している可能性のある行政サービスを調査・抽出し、20分野(34項目)を洗い出した。
- ・ 20分野を、(ア)合同研究会で検討するもの(7分野)、(イ)別途、協議の場を設けて検討するもの(7分野)、(ウ)当面、合同研究会の検討項目としないもの(12分野)の3つに分類した。(分野は重複あり)

[平成25年3月28日]「広島県・広島市連携のための合同研究会」において、見直し成果の取りまとめ



# 二重行政解消の取組(広島県との連携強化)

## 成果

＜平成25年3月28日合同研究会取りまとめより＞

「広島県・広島市連携のための合同研究会」において検討することとした7つの行政サービス分野について、平成24年度の見直し成果として、次のとおり、県・市で取りまとめ、実施していくこととした。  
(「平成24年度に既に実施しているもの」及び「平成25年度に新たに実施するもの」を抜粋)

分野(項目)		合意内容
①	産業振興 (企業支援)	◆ 県・市の中小企業支援センター、広島商工会議所及び広島県商工会連合会が連携して、各機関の支援メニューについて利用者がどこに行ってもワンストップで情報収集でき、アドバイスが受けられる「一次相談窓口」を平成25年度上半期中に設置する。
	産業振興 (産業集積)	◆ 医療関連分野の産業クラスター形成、ITと異分野の融合によるビジネス創出に向けた事業連携等を平成25年度から実施する。
②	観光振興 (プロモーション・受入態勢整備)	◆ 県・市が一体となった観光振興施策を実施する。(平成24年度から既に実施中) [全国菓子博覧会、デスティネーションキャンペーン 等]
		◆ 県観光連盟、広島観光コンベンションビューローの実施事業について、より連携を強化した効率的な事業執行となるよう、平成25年度から改善実施する。 [首都圏等での観光PRの共同実施 等]
③	公営住宅 (公営住宅)	◆ 入居者募集の共同化として、募集案内の相互配布や軽易な相談業務等について平成25年4月から、順次、実施する。
④	教育 (大学)	◆ 県内大学で運用する共用サテライトキャンパスにおいて、県大と市大の連携講座を平成25年度の下半期を目途に開催する。
⑤	試験研究 (工業技術)	◆ 県・市の工業技術センターについて、実質的な窓口の一本化により、利用者の利便性の向上を図る。(技術支援のワンストップサービス化：平成24年度から順次実施)
⑥	児童福祉 (児童相談)	◆ 県こども家庭センターと市児童相談所における児童相談業務等について、広報・啓発活動の共同実施、研修等の相互参加を推進する。(平成24年度から既に実施中)
		◆ 児童相談所における相談援助活動の一層の推進のため、人事交流を平成25年中に実施する。
⑦	スポーツ・レクリエーション (公園)	◆ 県緑化センターと市森林公園についてニーズ調査を平成25年4月から実施し、共同広報、共通マップの作成など集客増に向けた取組を、順次、実施する。



# 二重行政解消の取組(広島県との連携強化)

## 成果

＜平成26年2月7日合同研究会取りまとめより＞

7つの行政サービス分野について、更に検討を進め、平成26年度以降に新たに実施する取組について次のとおり県・市で合意した。

分野(項目)	合意内容
① 産業振興(企業支援)	<p><b>県西部地域における総合的な相談業務を市の中小企業支援センターに移管</b></p> <p>平成26年4月から、市センターは、現在の業務に加え、広島市の周辺地域を含めた県西部地域における総合的な相談業務を担う。県センターは、チーム型支援や技術・経営力評価支援などの専門的な支援業務を担う。これにより、利用する企業にとって分かりやすい支援体制を構築する。</p>
③ 公営住宅(公営住宅)	<p><b>入居募集業務の共同化として、同一窓口での募集受付を実施</b></p> <p>平成27年度からの同一窓口での募集受付を目指し、平成26年度中に具体的な実施内容の検討等、引き続き環境整備を進める。</p> <p><b>管理運営の市への一本化の実施方法等を協議</b></p> <p>管理運営を市に一本化する実施方法等について、引き続き協議を進め、平成28年度からの円滑な実施を目指す。</p>
⑤ 試験研究(工業技術)	<p><b>県・市の工業技術センターの一体的運営の具体化のための連携強化</b></p> <p>利用者の利便性、運営の効率性の向上のため、工業技術に関する一体的運営の具体化として、連携委員会の設置、人事交流の推進、リソースの共有化などの方策を盛り込んだ連携協定を平成25年度末までに締結することにより、現体制による連携を強化する。</p>
⑥ 児童福祉(児童相談)	<p><b>県内4児童相談所の一体的運営の推進</b></p> <p>平成27年度に、県西部こども家庭センター内に「県・市連携推進担当(仮称)」セクションを設置し、児童相談業務等における基本方針の共通化、資源の有効活用等、県内4児童相談所(県西部・東部・北部こども家庭センター及び市児童相談所)の一体的運営を推進する。</p>
⑦ スポーツ・レクリエーション(公園)	<p><b>県緑化センターと市森林公園の利用促進策及び共同管理の実施</b></p> <p>両施設が連携した利用促進策や施設の共同管理に向けて、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市の広報媒体を用いた両施設の一体的な広報、共通リーフレットの製作、共同発注によるコストダウン(以上、平成26年度から実施)</li> <li>・ 統一愛称の募集(平成27年度に実施)</li> <li>・ 両施設の共同管理(平成26年度方針決定。平成29年度から共同管理開始)</li> </ul>

事例紹介

# 二重行政解消の取組 (広島県との連携強化)

## 産業振興分野 (企業支援) の事例紹介

平成26年3月まで 企業に対する「総合的な相談業務」を県・市が重複して実施

	広島市中小企業支援センター	広島県西部地域中小企業支援センター
対象地域	広島市	広島県西部地域 (広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町)
支援事業	窓口相談、販路開拓支援、創業支援、商業振興等	窓口相談、チーム型支援、事業化等支援、創業支援、知財活用支援等



平成26年4月から 県西部地域における「総合的な相談業務」を市の中小企業支援センターに移管

- 市センターは、現在の業務に加え、広島市の周辺地域を含めた県西部地域における総合的な相談業務を実施
- 県センターは、チーム型支援や技術・経営力評価支援などの専門的な支援業務を実施

	広島市中小企業支援センター		広島県西部地域中小企業支援センター
対象地域	広島市	広島県西部地域 (広島市を除く)	広島県西部地域
支援事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">窓口を一元化</div> 窓口相談 販路開拓支援、創業支援、商業振興等		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">専門的な支援業務に特化</div> チーム型支援、事業化等支援、創業支援、知財活用支援等



広島市の有するリソース (人材、知見等) を近隣市町への行政サービスに活用。利用する企業にとって分かりやすい支援体制を構築

## 取組の概要

- 第30次地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）において示された「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」（73事務）を対象として、広島県と広島市が実態に即してこれらの事務の移譲の可能性について検証を行う。
- 検証の結果、広島県・広島市が移譲可能であるとしたものについては、平成26年度から具体化に向けた協議を行う。

## 問題意識

- ✓ 国は、地方制度調査会の答申を受けて、73事務の一部を法定移譲するための新たな法律（第4次一括法）の制定に向けて準備を進めているが、これらの事務を県が行うべきか指定都市が行うべきかは、国任せにするのではなく、当事者である県・指定都市も主体性を持って検討すべきではないか。

## 取組の進め方

[平成25年9月9日] 第1回広島市地方分権推進本部会議において「73事務」の移譲について検討することを全庁的に決定

[平成25年10月21日] 「広島県・広島市連携のための合同研究会」において、広島県と広島市が「73事務」の移譲可能性の検証に取り組むことを確認

↓  
県市で  
協議・調整

- ①「事務内容の詳細」や「移譲に伴う課題」について県市で共有。
- ②73事務（移譲済み除く）全ての事務について、県市それぞれが移譲の可否を判断。
- ③県市それぞれの判断を踏まえ協議・調整。

[平成26年2月7日] 「広島県・広島市連携のための合同研究会」において、検証結果の取りまとめ

成果

<平成26年2月7日合同研究会取りまとめより>

## 1. 検証結果

県・市が合同で移譲の可能性について検証した結果、25 事務の移譲について具体化に向けて協議を行うこととした。

地方制度調査会で指定都市への移譲検討対象とされた73 事務			
移譲に向けて協議していくもの		引き続き県が実施するもの	既に移譲済み
県市独自に移譲検討	法制化による移譲予定		
7 事務	18事務	38事務	10事務

- ①認定こども園の認定、②地域医療支援病院の承認、③麻薬取扱者及び向精神薬取扱者の免許、④農業振興地域の指定等、⑤民有林の開発行為の許可、⑥第1種フロン類回収業者の登録等、⑦ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定等

H27~29  
年度の移譲を目標

## 2. 新たな県市連携の取組

検証作業を通じて、次の3つの事項については、県と市が連携を図ることで住民サービスの向上が見込めるため、連携の具体化に向けて協議を行うこととした。

(詳細は次ページからの資料参照)

職業訓練(委託訓練)のコース設定に係る県市連携

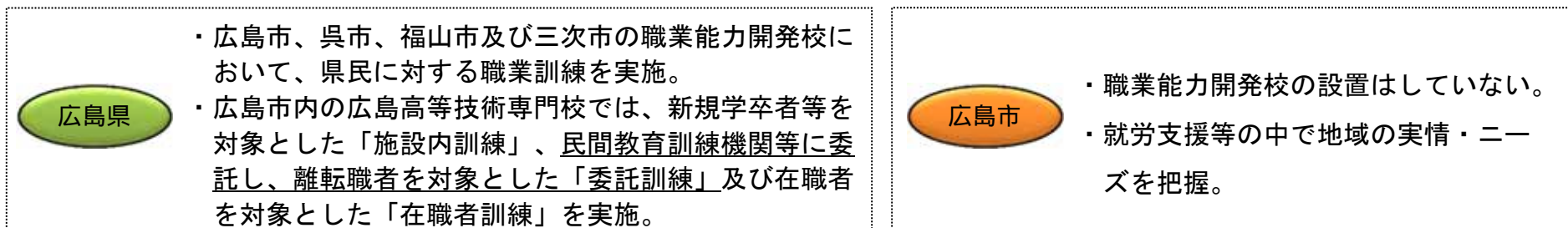
非行防止対策強化のための県市連携

美しい川づくりを実現するための県市連携

## 概要

- 広島県立広島高等技術専門校で実施する職業訓練（委託訓練）のコース設定に、広島市が参画・連携する仕組みについて、平成25年度中に県市で検討を開始し、その検討結果に基づく職業訓練（委託訓練）を平成27年度から実施することを目指す。  
また、職業訓練に関する周知・広報を県市連携して行う。

## 現状

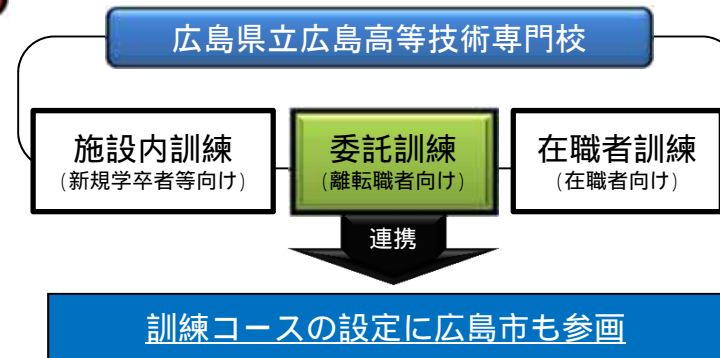


## 県市連携の内容



### 離転職者に職をつないでいくための職業訓練の充実

- ◆ 平成25年度中に検討会を立ち上げ、広島高等技術専門校の委託訓練のコース設定に、市が把握した地域実情・ニーズを反映するため、広島市が参画、連携する仕組みについて検討を行う。
- ◆ 広島市が県の職業能力開発校の訓練生募集案内について広報を行う。
  - ＜参考＞平成25年度に広島市が実施した広報
    - ・市公共施設（区役所、公民館等）での募集案内パンフレット配布
    - ・広報紙「ひろしま市民と市政」2月1日号掲載



※ 平成25年12月、広島県西部地区の職業訓練について情報交換及び協議を行う西部地区職業能力開発推進協議会に広島市が参画。

## 概要

- 広島市立学校における非行防止対策の強化を図るため、平成26年度に広島県警察と広島市教育委員会の職員により構成する「スクールサポート協議会（仮称）」を設置し、より効果的・効率的に「スクールサポーター（県警）」と「スクールサポート指導員（市教委）」による学校支援を行う。

## 現状

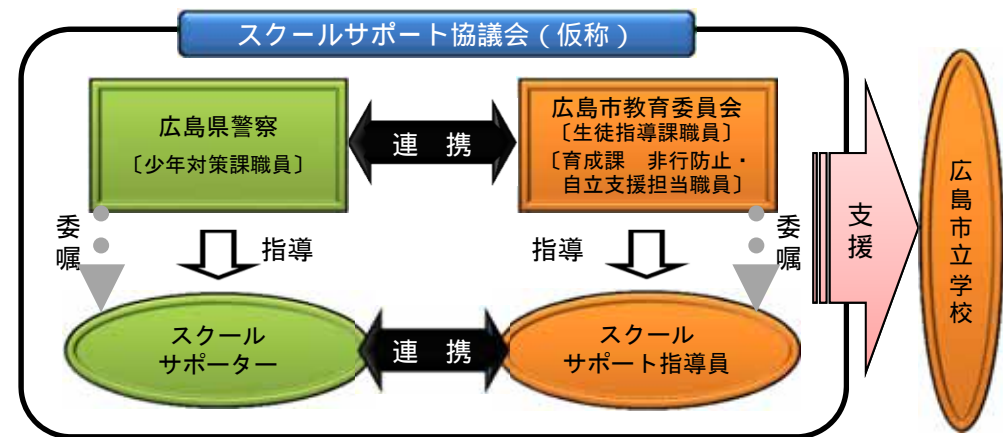
<p>広島県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スクールサポーター」を県教育委員会が指定する県内各地の重点対策指定校に派遣。</li> <li>・校内における問題行動などへの対応や非行防止活動を行い、学校と警察との日常的な連絡役を担っている。</li> </ul>	<p>広島市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スクールサポート指導員」を市立学校からの要請に応じて派遣。</li> <li>・問題行動を起こす児童生徒やその保護者への相談等、市立学校における生徒指導支援を行っている。</li> </ul>
------------	---	------------	---

## 連携

## 県市連携の内容

**非行防止対策の強化により、質の高い学習環境を確保**

- ◆ 「スクールサポーター」と「スクールサポート指導員」が、情報共有・対応への協議等、緊密に連携して市立学校の支援を行う。
- ◆ 「スクールサポート指導員」の運用について、広島県警察と広島市教育委員会が連携し、児童生徒の問題行動への迅速かつ機動的な対応を行う体制づくりを推進する。



※ 「スクールサポート指導員」の名称は、平成26年度より「生徒指導支援員」に変更。

【参考】

# 美しい川づくりを実現するための県市連携

## 概要

- 広島陸の玄関である広島駅周辺の水辺が心地よい空間となるよう、県市が連携して猿猴川・京橋川を美しくする取組を実施する。取組内容について平成26年度より県市で検討を開始し、平成27年度の実施を目指す。

## 現状

広島県

- ・ 一級河川（指定区間）及び二級河川の河川管理者。
- ・ 一級河川（指定区間）にあたる猿猴川・京橋川を、河川法に基づき維持管理。

広島市

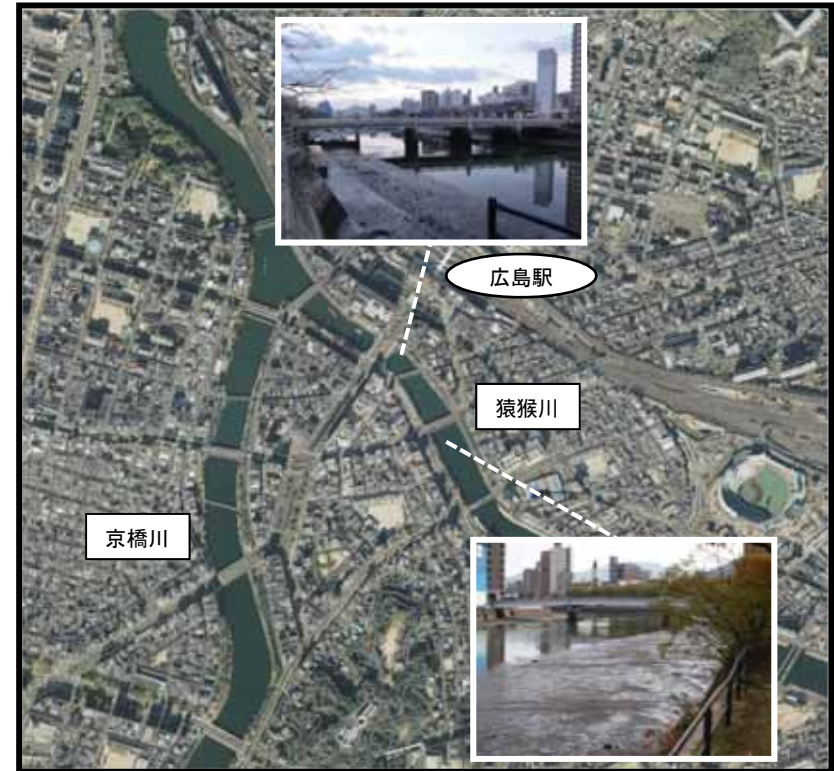
- ・ 広島駅周辺地区の再開発等の推進主体。
- ・ B・Cブロックの再開発ビルは平成28年度に竣工予定。
- ・ 河川堤防を占有している公園管理者。

連携

## 県市連携の内容

### 水の都の玄関にふさわしい魅力的な水辺空間の創出

- ◆ 広島駅周辺地区の再開発を見据えて、猿猴川・京橋川をより魅力的で美しくする（ゴミ・ヘドロの対策など）ための取組について検討し、県市が連携して取組を実施する。
- ◆ これに併せて、河川空間・河岸の有効利用など（例：水上交通との連携等）広島駅前の魅力向上に資する県市連携策の可能性について議論を行う。



航空写真提供) 広島市都市計画課

# ご清聴ありがとうございました。

☆ 広島市の地方分権の取組の詳細は下記のURLをご覧ください。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/0000000000000/1373509046645/index.html>

☆ 講演内容に関して御質問等がございましたら、下記までお気軽にお問い合せください。

広島市企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課 tel : 082-504-2044

